



発行 新潟県

第 82 号

令和7年10月17日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 937 救急病院等の申出撤回（地域医療政策課）
- 938 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 939 道路の区域変更（道路管理課）
- 940 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 941 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 特定施設の届出に対する知事の意見（地域産業振興課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）

選挙管理委員会規程

- 11 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第937号

次の病院から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

令和7年10月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名称及び所在地
独立行政法人労働者健康安全機構 新潟労災病院
上越市東雲町1丁目7番12号
- 2 申出の撤回年月日
令和7年12月31日

◎新潟県告示第938号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区の定款の変更を令和7年10月3日認可した。

令和7年10月17日

新潟県村土地域振興局長

◎新潟県告示第939号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年10月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道

2 路 線 名 新潟五泉間瀬線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南蒲原郡田上町大字田上字姥懐乙1222番 1 から	新	11.7～29.7メートル	413.5メートル
同郡同町大字田上字古滝谷乙1353番 1 まで	旧	11.7～28.2メートル	409.4メートル

◎新潟県告示第940号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年10月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 柏崎都市計画ごみ焼却場
名称 1号 クリーンセンターかしわざき ごみ焼却場
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第941号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年10月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 柏崎都市計画汚物処理場
名称 1号 柏崎地域広域事務組合 し尿処理場
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和 7 年10月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 アクロスプラザ長岡B街区
所在地 長岡市四郎丸町字沖田240番地 1 外
設置者 J A三井リース建物株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水 大輔 新潟県新潟市西区小針四丁目9番1号
（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 小島 英資 新潟県新潟市中央区有明大橋町3番30号

- 3 変更年月日
令和7年2月28日
- 4 変更の理由
小売業を行う者の退店及び入店のため
- 5 届出年月日
令和7年9月30日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和7年10月17日から令和8年2月17日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年10月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 栃尾ショッピングセンター
所在地 長岡市滝の下町82 外
設置者 株式会社原信
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 新潟県長岡市中興野18番地2
(変更後) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 新潟県長岡市中之島1993番地17
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 新潟県長岡市中興野18番地2 他1者
(変更後) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 新潟県長岡市中之島1993番地17 他2者
- 3 変更年月日
 - (1) 令和6年10月1日
 - (2) 令和6年10月1日 他
- 4 変更の理由
大規模小売店舗設置者及び小売業者の住所の変更並びに小売業者の変更・出店のため
- 5 届出年月日
令和7年10月1日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和7年10月17日から令和8年2月17日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

特定施設の届出に対する知事の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による知事の意見を次のとおり公表する。

令和 7 年10月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者

名 称 アピタ新潟亀田店

所在地 新潟市江南区鶴ノ子四丁目496－2 外118筆

設置者 ユニー株式会社 ほかに1者

2 知事の意見の概要

意見を有しない。

3 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、田上町産業振興課及び弥彦村産業部観光商工課でも閲覧可能）

4 縦覧期間

令和 7 年10月17日から令和 7 年11月17日まで

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）8の規定により、令和7年7月から同年9月までの苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和 7 年10月17日

新潟県知事 花 角 英 世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第11号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年10月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
新潟市北区	(略) <u>介護老人保健施設 松浜さくら園</u> (略)	(略) <u>新潟市北区太夫浜1742番地</u> (略)	新潟市北区	(略) <u>老人保健施設 松浜さくら園</u> (略)	(略) <u>新潟市北区太夫浜字山越1742</u> (略)
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
長岡市	(略) 特別養護老人ホーム あおいの里・長岡 (略)	(略) <u>長岡市稲保南3丁目820番地6</u> (略)	長岡市	(略) 特別養護老人ホーム あおいの里・長岡 (略)	(略) <u>長岡市稲葉町820番地6</u> (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。